

## ユニット型特別養護老人ホーム山崎園 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 三幸会が開設するユニット型特別養護老人ホーム山崎園（以下「事業所」という。）が行う事業の適正な運営を確保するために、事業の運営に関する事項を定め、施設サービス計画に基づきその利用者が可能な限りその居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう目指し、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう認知の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。また、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めなければならない。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。
- 3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町・老人福祉を増進することを目的とする事業所、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めなければならない。
- 4 介護老人福祉施設入所生活介護を行うにあたっては、入居する利用者については、入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行わなければならない。
- 5 介護従事者は、生活介護の提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行わなくてはならない。
- 6 介護従事者は、入所生活介護の提供に当っては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 7 事業者は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 8 ユニット型については、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、サービス提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ユニット型特別養護老人ホーム山崎園
- (2) 所在地 浜松市西区雄踏町山崎2829番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医師(非常勤) 1人以上

医師は、利用者に対する診療、利用者及び職員に対する健康管理、保健衛生指導並びに疾病予防に関するものを行う。

(3) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービス調整、医療機関等の他の機関との連携を行う。また、入所者の心身の状況や生活歴・病歴等の状況の把握に努める。入所者の退所に際しては、その者の円滑な退所のための必要な援助を行う。

(4) 介護職員 20人以上

介護職員は、利用者の生活介護・介助及び援助を行い、サービスに関する計画を作成する。

(5) 看護職員 3人以上

看護師は、医師の診療の補助及び看護、利用者の保健衛生管理・指導の業務を行う。

(6) 管理栄養士 1人以上

栄養ケアマネジメント計画を作成し、栄養状態や摂取状況及び嗜好を配慮した献立の作成、栄養出納、給食事務、調理場並びに従事者の保健衛生指導管理を行う

(7) 機能訓練指導員 1人以上

利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための必要な訓練に関するものを行う。

(8) 介護支援専門員 1人以上

利用者のケアプランの策定並びにモニタリングを行う。

(9) 事務員 1人以上

公文書類の收受、発送、保存、人事、給与、福利厚生及び教養に関するもの、経理事務に関するもの、諸規程の管理等の業務を行う。

(入居定員)

第5条 ユニット型介護老人福祉施設の入居定員

50名

(1ユニットの定員を10名とし5ユニットで50名)

(定員の遵守)

第6条 事業所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。ユニットについては、ユニットの定員を超えて入居させてはならない。

(サービスの内容)

第7条 介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に

応じて適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 事業所は、一週間に二回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 事業所は、入居者に対しその心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 事業所は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 事業所は、入居者に対し前各項に規定するもののほか、離床・着替え・整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 事業所は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 事業所は、入居者に対しその負担により、当該事業所職員以外の者に介護を受けさせてはならない。
- 9 事業所は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。
- 10 事業所は、入居者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。
- 11 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮しておこなわなければならない。
- 12 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。
- 13 ユニット型については、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者とその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 14 ユニット型については、入居者が相互に社会的関係を築くことができるようその意思を尊重しつつ、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮しなければならない。
- 15 ユニット型については、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。
- 16 ユニット型については、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについてその者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 17 ユニット型については、常に入居者と家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 18 ユニット型については、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(介護老人福祉施設の利用料)

第8条 本事業所が提供する入所生活介護の入居者は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 厚生労働大臣の定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、そのサービスが法定

代理受領サービスである時は、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(2) 食費 1日 1,410円  
尚、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(3) 居住費 ユニット型個室 1日 2,006円  
尚、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(4) 理美容代 1回 2,050円(消費税込)から

(5) レクリエーション

入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただき、利用料金は材料代等の実費をいただきます。

(6) 前各号に掲げるもののほか、入所生活介護の生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記入押印)を受けるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 入居者は次の事項を遵守する。

- (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか・口論・いじめ・泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序・風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 施設内で喫煙等火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従事者は、入所生活介護を実施中に、入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第11条 介護老人福祉施設は、「特別養護老人ホーム山崎園消防計画」並びに「高齢者福祉施設における災害対応マニュアル」に沿った対応を行い、夜間・昼間を想定した避難訓練を実施するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏洩しない。

2 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の個人情報を保護する。

3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の個人情報を保護するため、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報の保護するべき旨を従業者と雇用契約の内容と

する。

- 4 施設は、入居者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関に利用者に関する心身・病状等の情報を提供できるものとする。
- 5 入居者が退所し在宅に戻る場合、居宅介護支援事業者等に対して利用者に関する情報の提供をする場合は、入居者又はその家族の承諾を得る。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、従事者の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時の研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者等は、勤務中においては身分を証明する身分証明証を常に携帯し、入居者や家族から提示を求められた時はこれを提示する。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録の整備)

第14条 介護老人福祉施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 介護老人福祉施設は、入居者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。
  - 一 入居者の処遇に関する計画
  - 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
  - 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - 四 苦情の内容等の記録
  - 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(サービス提供困難時の対応)

第15条 介護老人福祉施設は、入居予定者が入院治療を必要とする場合その他入居予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退所)

第16条 介護老人福祉施設は、入居予定者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
- 3 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。

ならない。

- 4 介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると思われる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 5 介護老人福祉施設は、入居者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供に努めるほか、する者との密接な連携に努めなければならない。

(入居者の処遇に関する計画)

- 第17条 介護老人福祉施設は、入居者についてその心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。
- 2 介護老人福祉施設は、入居者の処遇に関する計画について、入居者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しをしなければならない。

(相談及び援助)

- 第18条 介護老人福祉施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は家族に対しその相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

- 第19条 介護老人福祉施設は、入居者に対しその心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

- 第20条 介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(入居者の入院期間中の取扱い)

- 第21条 介護老人福祉施設は、入居者について病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き退院後再び当該介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(施設長の責務)

- 第22条 介護老人福祉施設の施設長は、介護老人福祉施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 介護老人福祉施設の施設長は、職員に規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものと

する。

(衛生管理)

第 23 条 介護老人福祉施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理適正に行わなければならない。

2 介護老人福祉施設は、当該介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的で開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護老人福祉施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第 24 条 介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力病院を定めておかななければならない。

2 介護老人福祉施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(苦情処理)

第 25 条 介護老人福祉施設は、その行った処遇に関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護老人福祉施設は、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 26 条 介護老人福祉施設は、その運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 介護老人福祉施設は、その運営に当たってはその提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第27条 介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告されその分析を通じた改善策について職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 介護老人福祉施設は、入居者の処遇により事故が発生した場合は速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 介護老人福祉施設は、入居者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### 附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

この規程は一部を変更し、平成27年8月1日から施行する。

この規程は一部を変更し、平成29年9月1日から施行する。

この規程は一部を変更し、平成30年8月1日から施行する。

この規程は一部を変更し、令和1年10月1日から施行する。